

平成 30 年 9 月 25 日



長野労働局長
石田 茂雄 殿

長野地方最低賃金審議会
会長 岩崎 徹也



長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼
鏡製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 30 年 8 月 17 日付け長野労発基 0817 第 1
号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を
設置して慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したの
で答申する。

別 紙

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業（枠を含む。）
- (9) (1)、(2)、(3)、(7) 又は (8) に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (10) 純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が (1) から (8) までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務

ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 872円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成30年11月27日（指定日発効）